

男女共同参画通信

❀ あなたがいる 私がいる 未来がある ❀

第 11 号
2013 年 5 月号
■発行
精華町住民部
人権啓発課
TEL 95-1919
FAX 95-3974

男女共同参画推進条例

が制定されました

精華町では、「一人ひとりが暮らしやすいまち」を目標に、すべての人が、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場所で、それぞれの個性や能力を十分に発揮しながら生き生きと暮らすことができる、男女共同参画社会の実現を目指しています。

平成十七年に、精華町男女共同参画推進計画を策定し、さまざまな活動をおして、その推進に取り組んできました。イベントや広報誌などで、「男女共同参画」という言葉を見かけた記憶のある方も、増えたのではないのでしょうか。住民のみなさんのご理解、ご協力を得て、町の男女共同参画は、ゆっくりと、そして着実に進展しています。

しかし、「男は仕事、女は家庭」のように、性別によって役割を決めつける意識はいまだ根深く、自分の能力を活かしたいと望む人を阻む状況もあります。また、特に共働きやひとり親の家庭では、生活と仕事のバランスがとりづらく、すべての人がお互いを尊重し合い、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現には、多くの課題が残されています。

今後ますます変化を続けるであろう社会状況の中で、さらなる男女共同参画の推進を図るため、このたび、「精華町男女共同参画推進条例」を制定しました。

どんな条例なのかな？

- ◆町が男女共同参画を推進するための基本的な考え方を定め、
- ◆町や住民、事業者、住民活動団体、教育関係者のみなさんに求められる役割を明らかにし、
- ◆町が実施する施策について必要な内容を定め、

「一人ひとりが暮らしやすいまち」を目標に、
すべての住民が人権を尊重され
生き生きと暮らすことができる
男女共同参画社会の実現を目的としています。



条例の基本的な考え方は…？

男も女も、みんなかがやくまろ

すべての人が性別による差別を受けず、能力を発揮できるまちづくりを目指します。「男は仕事、女は家庭」のような役割意識をなくし、一人ひとりが制限されず社会活動に参加するとともに、仕事、家事、育児、介護をバランスよくできる環境づくりも必要です。



どんな世代も健やか&ハッピー、

子どもを「こころ豊かにはぐくむ」ため、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを目指します。男女が互いの性を理解し、妊娠や出産などについて双方の意思が尊重され、生涯を通じて健康な生活を営む権利を保障されることが必要です。



みんなで考えよう、政治・教育

すべての人が社会の対等な構成員として町の政策や、事業者・各種団体の方針立案や決定に参加する機会が与えられなければなりません。また、家庭や学校、職場や地域など、あらゆる教育・学習の場で、個人として学び、男女共同参画への理解を深める取組が必要です。



STOP!!



VIOLENCE

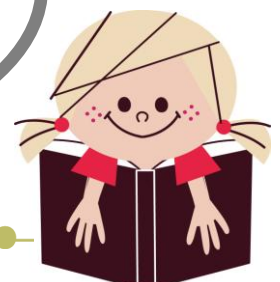
女性に対する暴力根絶の
シンボルマーク

暴力をゆるさない!!

セクハラやDVなど、性別による暴力的行為は犯罪であり、絶対にゆるされません。男女の性別にとどまらず、性同一性障害をもつ人や、先天的に身体上の性別が不明瞭な人など、あらゆる人の人権に配慮し、上記のような暴力的行為の根絶を目指します。

国際社会と手をとって

国際社会で、男女共同参画についてどのような取組が行われているのかということにも目を向けて、国際的な調和のもとに男女共同参画社会の実現を目指します。



町や、みなさんの役割は…？

町は…



男女共同参画を推進していくために必要な計画をたてたり、事業をおこなったりします。それにあたっては、国や他の市町村とも連携し、町内の住民や事業者、団体、教育関係者のみなさんと協働します。率先して推進に取り組み、良き模範となるよう努力します。

住民のみなさんは…



男女共同参画への理解を深め家庭や職場、学校、地域などでひろめていきましょう。そのためにも、町がおこなう事業へのご参加やご協力をお願いします。

性別による人権侵害を禁止しています

この条例では、

- **性別による差別的な扱い**
- **セクシュアル・ハラスメント**
(職場だけでなくあらゆる場での性的ないやがらせ)
- **ドメスティック・バイオレンス (DV)**
(夫婦や恋人など、親密な間柄に起こる暴力。身体的なものだけでなく、精神的、経済的な暴力など、すべての暴力的行為を含む)

などの行為によって、人権を侵害することを禁止しています。

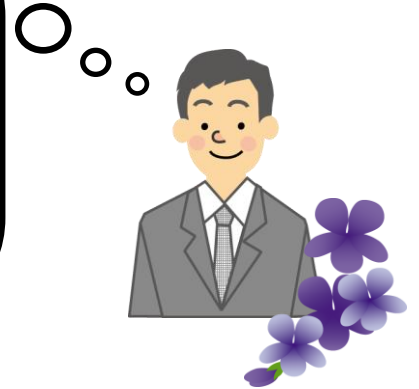
また、ポスターやチラシなど多くの人が見る情報の中で上記のような人権侵害や、性別による固定的な役割分担、偏見などを、認めたり、助長したりするような表現をしないようにすることも求めています。



こまったときは…

町がおこなう、男女共同参画に関する計画や事業に
疑問や質問をもたれたときは、
人権啓発課でご意見の受付をおこないます。

申し出をいただいたご意見については、
問題解決に向けた適切な対応をおこないます。



セクハラやDVなどの人権侵害の
被害にあったというご相談も受け付けています。

相談については、
専門の相談員がお話をおうかがいし
ともに問題解決を目指します。
また、少しでもご不安を取り除けるよう努めます。
外部の相談機関等とも連携しておりますので
まずは人権啓発課へご相談ください。



精華町男女共同参画推進条例は ホームページでもご覧いただけます。

精華町男女共同参画推進条例は、今年3月の議会で議決されました。
施行は平成25年10月1日となっています。
精華町のホームページに、条例の全文と
詳しい解説を掲載する予定です。
より多くの方に男女共同参画推進へのご理解をいただけるよう
今後も町は普及啓発の努力を続けてまいります。



男女共同参画や本条例に関するご質問、性別的な
人権侵害に関するご相談は、こちらへどうぞ。

精華町役場 人権啓発課
0774-95-1919 (直通)